

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	0	10,175	10,175
2.消費生活相談員養成事業	15,581	0	15,581
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	6,446	4,362	10,808
4.消費生活相談体制整備事業	9,223	41,592	50,815
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	2,624		2,624
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	11,762	77,586	89,348
うち、先駆的事業	0	13,700	13,700
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	46	0	46
合計	45,682	133,715	179,397

2. 消費者行政決算見込み額及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政決算総額(見込み)	510,769		
都道府県決算(見込み)	151,945		
管内市町村決算(見込み)	358,824		
支出等額	179,397		
支出等割合	35.1 %	35.1 %	
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	165,697	↑常勤化、定員増反映後	
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	33.3 %	33.3 %	

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加・受入要望(事業計画)	管内全体の研修参加・受入(実績)
自治体参加型	①参加者総数 5 人 ②年間研修総日数 50 人日 ③参加自治体 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">未定</div>	①参加者総数 1 人 ②年間研修総日数 51 人日 ③参加自治体 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">豊橋市</div>
法人募集型	①実地研修受入総数 20 人 ②年間研修総日数 50 人日 ③実地研修受入自治体 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">未定</div>	①実地研修受入総数 23 人 ②年間研修総日数 51 人日 ③実地研修受入自治体 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">愛知県</div>

4. 消費生活相談体制整備事業

	対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)	事業実施自治体
県	13 人	3,584 人時間／年	
管内市町村	76 人	19,833 人時間／年	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町、美浜町、岡崎市、碧南市、西尾市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、東三河広域連合
	対象人員数 (報酬引上げ)		事業実施自治体
県	13 人		
管内市町村	12 人	小牧市、扶桑町、豊田市、豊橋市	
	対象人員数計	追加的総費用	
県	26 人	9,223 千円	
管内市町村	88 人	41,592 千円	

5. 都道府県が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業計画			事業の実績			事業(実績)の概要	
	事業経費	交付金等対象経費		事業経費	交付金等対象経費			
		27年度 本予算	26年度 補正予		27年度 本予算	26年度 補正予		
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ								
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ								
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ								
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ								
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	16,930		16,930		15,581		15,581	①消費生活相談員養成研修(51日間開催(座学研修48日間、実地研修3日間)。研修生24名が参加)。
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)								
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	4,485	4,485			4,484	4,484		①消費生活相談員レベルアップ研修(職員向け2日間、4科目開催。相談員向け8日間、14科目開催。)
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	2,680	2,680			1,962	1,962		①レベルアップ研修受講等 ②国民生活センター等研修受講 ③国民生活センター等消費者教育関連研修受講
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は27年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。	9,223		9,223		9,223		9,223	①報酬及び共済費
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	4,239		4,239		2,624		2,624	①市町村直接支援事業(巡回指導:123回 OJT研修31回)等関連経費 ②レベルアップ研修等受講関連(補充日額相談員の報酬) ③国民生活センター等研修受講関連(補充日額相談員の報酬) ④国民生活センター等消費者教育関連研修関連(補充日額相談員の報酬)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	7,032		7,032		5,494		5,494	①消費者教育推進支援事業(講師派遣) ②消費者教育連携協働促進事業(シンポジウム開催) ③貸金業啓発事業パンフレット作成 ④食品表示法パンフレット作成
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	3,724	3,724			3,164	3,164		①消費生活相談サポーター支援事業業務委託
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	419	419			0	0		実績なし
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)								
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	4,486	4,486			3,104	3,104		①消費生活相談体制充実・強化に係る研究会の開催(2回) ②市町村職員用相談マニュアルの作成(200部) ③専門分野チームに係る研究会の運営(12回)、運営用資機材等の購入 ④消費者あんしんサポートあいちの運営(2回) ⑤消費者行政推進計画及びリーフレットの作成(印刷・デザイン委託) ⑥食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(講演会開催委託等)
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	99	99			46	46		安全法執行調整
合計	53,317	15,893	37,424	0	45,682	12,760	32,922	0

6. 推進事業及び活性化事業(都道府県実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	対象経費(実績)	事業強化・機能強化の成果
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ		
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ		
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ		
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ		
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	委託料(講師謝金・旅費、会場使用料、講義資料作成、研修生旅費等)、職員旅費	51日間開催(座学研修48日間、実地研修3日間)。研修生24名が参加し、23名が修了した(うち10名が消費生活専門相談員資格取得)。
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	委託料(講師謝金・旅費、会場使用料、講義資料作成等)	職員向け2日間、4科目開催。相談員向け8日間、14科目開催。延べ563人参加。相談員等のレベルアップが図られた。
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	旅費、負担金	相談員等のレベルアップが図られた。
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は26年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。	消費生活相談員の月額化に伴う報酬及び共済費(13名分)	消費生活相談体制の充実強化が図られた。
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	補充日額相談員等の報酬。旅費。	市町村支援のための県相談員等のスキルアップが図られるとともに、そのスキルアップを生かした巡回指導(123回)OJT研修(31回)等により、市町村の消費生活体制の充実強化に寄与した。
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	①消費者教育推進支援事業に関する、講師等報償費・旅費・教材購入(需用費)・教材配達(役務費) ②あいち消費者教育推進シンポジウム業務の委託料(講師謝金・旅費、会場使用料、資料作成等) ③パンフ等印刷費(需用費) ④パンフ等印刷費(需用費)	①専門家を派遣する等、消費者教育に関する学校、地域等における主体的な取組みを支援した(消費者向け22回、指導者向け14回) ②消費者教育のあり方等を検討するシンポジウムを開催したことにより、消費者教育推進の機運が醸成された(参加者355名) ③貸金業に関する啓発が図られた。 ④食品表示に関する啓発が図られた。
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	委託料(消費生活相談センター支援事業業務委託)	消費生活相談センター(836名)に対し、年3回啓発資料等を作成し配布することによりその活動を支援し、地域での見守り活動が充実強化された。
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	実績なし	
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)		
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	①研究会(講師等の報償費・旅費・食糧費、職員旅費、資料印刷費) ②マニュアル印刷費(需用費) ③研究会(専門家の報償費・旅費 運営用資機材購入の需用費・備品購入費) ④消費者あんしんサポートあいち運営(専門家の報償費・旅費 通信費(役務費)) ⑤冊子等作成(印刷費(需用費)・デザイン委託料) ⑥講演会開催等委託(委託料)	①消費生活相談体制充実・強化に係る研究会を2回開催し、市町村の相談体制の充実・強化に寄与した。 ②市町村マニュアルを200部作成し、市町村の相談体制の充実・強化に寄与した。 ③④専門分野チーム研究会や消費者あんしんサポートあいちの開催により、市町村の相談体制の充実・強化に寄与した。 ⑤消費者行政推進計画書及びリーフレットを作成及び配布を行った。 ⑥食の安全・安心についての講演会等実施し、啓発が図られた。
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	旅費(消費者庁調整)	執行に係る調整が図られた。

7. 消費生活相談員養成事業の研修参加、実地研修受入実績(都道府県実施分、該当する場合に記載)

実施形態	研修参加・受入要望		研修参加・受入	
	事業計画		実績	
自治体参加型	参加希望者数	5 人	参加者数	1 人
	年間研修総日数	50 人日	年間研修総日数	51 人日
法人募集型	実地研修受入希望人数	20 人	実地研修受入人数	23 人
	年間研修総日数	50 人日	年間研修総日数	51 人日

8. 今年度に管内の市町村が実施した推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業計画			事業の実績			
		事業経費	交付金等対象経費		事業経費	交付金等対象経費		
			27年度本予算	26年度補正予算		27年度本予算	26年度補正予算	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、清須市、江南市、稲沢市、岩倉市、あま市、大治町、知多市、岡崎市、西尾市、豊田市、みよし市、新城市、東三河広域連合	11,886	11,050	130		10,136	9,272	125
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	豊田市	811		811		778		778
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)								
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)								
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)								
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	名古屋市	229		229		229		153
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	名古屋市、瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、半田市、常滑市、知多市、岡崎市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、東三河広域連合	6,458	89	5,114		5,551	76	4,133
⑧消費生活相談体制整備事業	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町、美浜町、岡崎市、碧南市、西尾市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、東三河広域連合	78,593		46,503		76,651		41,592
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	名古屋市、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、半田市、常滑市、知多市、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、幸田町、豊田市、みよし市、豊橋市、東三河広域連合	75,536	74,625			68,683	61,473	
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	豊田市	614	614			614	348	
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)								
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	名古屋市	14,100	14,100			14,100	13,700	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	一宮市	2,150		2,150		2,150		2,065
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	名古屋市	50		50		50		
合計		190,427	100,478	54,987	0	178,942	84,869	48,846

9. 推進事業及び活性化事業(管内市町村実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	事業強化・機能強化の成果の概要
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	事務用機器・執務用参考資料購入、窓口周知
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	消費生活相談員のための弁護士相談体制の構築
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)	-
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)	-
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	-
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	消費生活相談員のための研修会開催
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	消費生活相談員、消費者行政担当者の研修参加支援
⑧消費生活相談体制整備事業	消費生活相談日数増に伴う消費生活相談員の拡充、報酬引き上げ
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発(チラシ配布・講座開催等)
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	包括支援センター等を通じた消費者啓発パンフレットの回覧
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (事業者指導や法執行等)	-
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	消費者市民社会普及のための事業
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	消費生活相談のための弁護士相談体制(相談者、相談員、弁護士の3者相談)の構築
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	消費者安全法に基づく立入調査

10. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	179,397 千円
うち都道府県	45,682 千円
うち管内の市町村合計	133,715 千円

11. 今年度の基金取崩し実績額

交付金相当分	0 千円
うち都道府県	0 千円
うち管内の市町村合計	0 千円

12. 消費者行政決算見込み額(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度差	対前年度差
①都道府県の消費者行政決算見込み額	94,891 千円	139,571 千円	151,945 千円	57,054 千円	12,374 千円
うち交付金等対象経費		49,104 千円	45,682 千円		-3,422 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		7,006 千円	9,223 千円		2,217 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		0 千円	0 千円		0 千円
うち先駆的事業		0 千円	0 千円		0 千円
うち交付金等対象外経費	94,891 千円	90,467 千円	106,263 千円	11,372 千円	15,796 千円
②都道府県の管内の市町村の消費者行政決算見込み総額	232,475 千円	327,882 千円	358,824 千円	126,349 千円	30,942 千円
うち交付金等対象経費		112,730 千円	133,715 千円		20,985 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		32,642 千円	41,592 千円		8,950 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		0 千円	0 千円		0 千円
うち先駆的事業		0 千円	13,699 千円		13,699 千円
うち交付金相当分取崩対象外経費	232,475 千円	215,152 千円	225,109 千円	-7,366 千円	9,957 千円
③都道府県全体の消費者行政決算見込み総額	327,366 千円	467,453 千円	510,769 千円	183,403 千円	43,316 千円
うち交付金等対象経費		161,834 千円	179,397 千円		17,563 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		39,648 千円	50,815 千円		11,167 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		0 千円	0 千円		0 千円
うち先駆的事業		0 千円	13,699 千円		13,699 千円
うち交付金等対象外経費	327,366 千円	305,619 千円	331,372 千円	4,006 千円	25,753 千円

13. 消費者行政決算見込み額(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	0 人
うち都道府県	人
うち管内市町村	人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)	0 人
うち都道府県	人
うち管内市町村	人
③定数内の消費者行政担当者的人件費(想定)	0 千円
うち都道府県	千円
うち管内市町村	千円
④③を含めた交付金等対象外経費	331,372 千円
うち都道府県	106,263 千円
うち管内市町村	225,109 千円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出額割合	35.1 %
うち都道府県	30.1 %
うち管内市町村	37.3 %

該当なし

14. 基金の管理(実績)

設置当初の基金残高(交付金相当分)	450,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	62,026 千円
今年度の基金取崩し額(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	42 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	62,068 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	30,000 千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	157 千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金取崩し額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	- 千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	157 千円

CAA:
※基金清算を終えている場合は、「○○年度清算済」と欄外へ注釈を加え、「今年度末の予定基金残高(交付金相当分)」の項目へは‘0’と直接手入力してください。(計算式は消していただいてかまいません)

15. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	37 人	今年度末実績	相談員総数	39 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数	人	今年度末実績	相談員総数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	37 人	今年度末実績	相談員総数	39 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数	人	今年度末実績	相談員総数	人

16. 都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組	具体的な内容
①報酬の向上	月額相談員(主任)新設:199,100円 月額相談員:191,700円(H26年度)⇒192,400円(H27年度) 日額相談員(7.25~14.5h/週):10,750円(H26年度)⇒10,800円(H27年度) 日額相談員(5.75~11.5h/週):8,530円(H26年度)⇒8,570円(H27年度)
②研修参加支援	積極的に国セン等の研修に派遣し、また県主催のレベルアップ研修の受講を促すことで、市町村の消費者行政の充実強化のためのスキルアップが図られるとともに、資質向上に寄与することができた。
③就労環境の向上	総合センター化による増員・レイアウト変更
④その他	主任相談員(2人)新設

17. 管内市町村の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	132 人	今年度末実績	相談員総数	140 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数	3 人	今年度末実績	相談員総数	4 人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	83 人	今年度末実績	相談員総数	88 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数	46 人	今年度末実績	相談員総数	48 人

18. 今年度の管内の市町村の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組	実施市町村及び具体的内容
①報酬の向上	<実施市町村> 小牧市、豊田市、豊川市 <具体的な内容> 報酬単価の引き上げ
②研修参加支援	<実施市町村> 名古屋市、瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、半田市、常滑市、知多市、岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、みよし市、幸田町、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、東三河広域連合 <具体的な内容> 研修参加経費を支援することにより、相談員のレベルアップを図る
③就労環境の向上	<実施市町村> 瀬戸市、江南市、稻沢市、あま市 <具体的な内容> 執務参考資料の購入、執務室へのプリンターの追加
④その他	<実施市町村> 岡崎市、豊田市、安城市 <具体的な内容> 弁護士相談の実施による相談員の知識向上、報酬とは別に通勤費を支給